

名古屋議定書等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月九日

水野賢一

参議院議長 山崎正昭殿

名古屋議定書等に関する質問主意書

一 日本国が署名又は採択した条約、協定、議定書など（以下「条約等」という。）のうちその正式名称に日本国の地名が含まれているもの（例えば「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」としてはどのようなものがあるか、条約等の名称を示されたい。なお「日本」という名称が入っているものは数多くあるため除外し、日本国内の都市名、地名が含まれている条約等の名称を示されたい。

二 前記一で示した条約等について、日本国としての署名又は採択の年月日、発効の年月日及び日本国としての批准の年月日を示されたい。

三 二〇一〇年に採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）については日本の批准手続きがいまだになされておらず、政府は国会承認を求めるともしていない。名古屋議定書を批准し、締結する意思があるのか否か、政府の見解を明らかにされたい。

また、締結する意思があるとすれば、その時期を示されたい。

四 名古屋議定書は日本が議長国となって名古屋で開催した会議で採択されたものである。この場合、「日

本国としては他国に先駆けて批准し締約国となるのが当然だ」という考え方が出てきてもおかしくないと
思うが、こうした考え方について政府の見解を明らかにされたい。

五 民主党政権時の二〇一二年に閣議決定された「生物多様性国家戦略二〇一二―二〇二〇」には名古屋議
定書締結に向けた方針が書かれているが、ここに記述された方針に何か変化はあるか。

六 政府側のこれまでの説明によると、名古屋議定書締結に必要な国内措置を実施するため産業界などの関
係者と協議をしているとのことである。そこで二〇一二年十二月に第二次安倍政権が発足して以降、締結
に向けていつ、誰と、どのような協議などを行って締結に向けた努力をしてきたのか明らかにされたい。

右質問する。